

(案)

国医第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

各市町村国民健康保険主管課長 様

埼玉県保健医療部国保医療課長 (公印省略)

口座振替原則化に向けた対応について (依頼)

本県の国民健康保険行政の推進につきまして、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本県においては、保険税水準の統一を実現するため、各市町村における収納率の底上げを図ることが課題となっています。口座振替原則化は、収納率向上を図る上で重要な取組であり、埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)において、令和8年度までに全ての市町村で実施することを目標としています。

つきましては、埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)で定める口座振替原則化についての取扱いを下記のとおりといたしますので、御対応くださいますようお願いいたします。

記

1 口座振替原則化の定義について

- (1) 口座振替を原則化する旨について、条例、規則、施行細則もしくは要綱(要綱はホームページに掲載を要する)のいずれかによる規定
- (2) 国保加入手続き時における窓口での勧奨
- (3) 納税通知書への案内文書の同封
- (4) ホームページ上での周知

以上の全てを実施することにより、口座振替原則化が実施されたこととする。

2 口座振替原則化に係る留意点について

勧奨等を行ったうえで、口座振替による納付が困難な者や口座振替を拒む者に対しては、登録の強制は行わないこととする。

また、短期間で資格を喪失することが明らかである場合などは、登録の勧奨を行うことで事務負担の増加につながるような場合には、保険者判断で勧奨を行わないことも可とする。

担 当：国保財政担当 関・河野
電 話：048-830-3355
FAX：048-830-4785
E-mail：a3350-10@pref.saitama.lg.jp